

事 務 連 絡

令和8年3月27日

バイオエナジー株式会社

代表取締役 服部 直之 様

農林水産省新事業・食品産業部外食・食文化課  
食品ロス・リサイクル対策室

登録再生利用事業に係る更新申請について

日頃、食品循環資源の再生利用の促進について、ご尽力を頂き感謝申し上げます。

さて、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第12条第1項の規定に基づき、令和7年12月8日付けで貴社が提出された城南島食品リサイクル施設に係る登録再生利用事業更新申請書については、令和8年1月8日付けで受理し、現在、申請内容の審査を行っておりますことをご連絡致します。

なお、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令第7条第2項の規定に基づき、城南島食品リサイクル施設の登録の有効期間の満了の日（令和8年3月9日）までにその更新申請について処分がされないときは、従前の登録はその有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有するとされておりますことを申し添えます。

(参考)

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令  
(平成 13 年農林水産省・経済産業省・環境省令第一号) (抜粋)

(登録の更新)

第七条 法第十二条第一項の登録の更新を受けようとする登録再生利用事業者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の二月前までに、同条第二項において準用する法第十一条第二項に規定する申請書に第一条各号に掲げる書類及び図面を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の登録の更新の申請があった場合において、その登録の有効期間の満了の日までにその申請について処分がされないときは、従前の登録は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。